

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人とよみ福祉会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）報酬とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2. 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

（報酬の額の決定）

第 4 条 評議員には定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 418,000 円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 132,000 円以内とする。
- 4 役員等の報酬額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

（報酬の支給日）

第 5 条 役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第 6 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。但し、本人からの申し出があった時は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第 7 条 役員等に支払う会議費の旅費は、一律 2,000 円とする。（別表第 1）但し会議等への出席以外の内容については法人職員旅費規定に定めた額とする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(別表第1)
役員報酬表

役職名		報酬	交通費	予定開催数
評議員		6,000円	2,000円	年1回～2回
理事	理事長	12,000円	2,000円	年4回～6回
	理事	8,000円	2,000円	年4回～6回
監事	監事	8,000円	2,000円	年4回～7回
	監事監査	10,000円	2,000円	年1回
評議員選任・解任委員		5,000円	2,000円	4年に1回

※ 評議員・理事等の人数

- ①評議員 7名～9名
- ②理事 6名～8名
- ③監事 2名
- ④評議員選任・解任委員 5名